

住民説明会（第13回）

日時：平成27年4月18日（土）10：30～12：30

場所：西成区役所（4階）

（司会）

大変ながらくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から特別区設置協定書についての住民説明会を開催させていただきます。開催に当たりまして大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

おはようございます。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼をしてこの場からご挨拶申し上げます。本日は本当にご多忙のなか特別区設置協定書についての説明会にお越しをいただきまして本当にありがとうございます。また、平素からは大阪市政の推進に格別のご協力を賜わっていることに対しましてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この説明会は先月の3月13日に大阪市会、3月17日の大阪府議会で特別区設置協定書が承認されまして、来る5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。「大都市地域における特別区の設置に関する法律」というものでございますが、この法律に基づいて大阪市長が皆さまに説明を行う説明会でございます。したがって、本日は橋下市長も出席してのちほど皆さまに直接説明をさせていただく予定でございます。その前に我々事務局の方から皆さまにお配りしておりますパンフレットに基づきまして特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいと考えております。

ただ最初にお断りを申し上げておかなければならないのですが、この特別区設置協定書に記載している内容は、例えば、「このサービスをこのように充実します」とか、あるいは「新しいまちづくりをこのように進めます」といった、いわゆる地域の将来計画といったようなものではございません。この特別区設置協定書は住民サービスをどうしていくのか、あるいはまちづくりをどう進めていくのか、これを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか、そういうものを記載した内容でございます。

具体的には現在人口270万人の政令市である大阪市を35万人から70万人の特別区とし、皆さんに選ばれた公選の区長、区議会を設けること。また、今まで大阪市と大阪府が両方で担ってきた広域行政という分野、役所の仕事の中にこういう分野がありますけれども、この広域行政といわれるものを一元化すること。まさに自治の仕組みそのものをどうしていくのか、つまりこれから皆さんにサービスを提供する役所がどのようなものになるのか、そういう内容を示しているものでございます。そういう意味では本当に今までにない内容

でございますし、また、馴染みのない行政用語もたくさん出てまいります。そういう意味ではご理解をいただくことが難しい部分もあろうかと思えます。本日は2時間という限られた時間ではございますが、皆さま方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、我々できる限りわかりやすい説明に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に種々の都合により壇上からの説明になること、また、入場の際して金属探知機での検査など、たくさんのご不自由あるいはご不快な思いをされた方もおられるかと思えますが、この点について深くお詫び申し上げます。来る5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願い申し上げます。最初のご挨拶とさせていただきたいと思えます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは私の方から、本日の出席者をご紹介させていただきます。まず事務局からの説明を行います。大都市局の制度企画担当部長の田中でございます。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

田中でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

事務局からの説明終了後には橋下市長と臣永西成区長が出席させていただきます。申し遅れましたが、私、本日司会進行を務めさせていただきます大都市局の川平と申します。よろしくお願いいたします。

予め、本日の日程について先にご説明申し上げたいと思えます。始めに白い冊子の説明パンフレットを使いまして事務局からの説明が概ね30分ございます。そのあと市長が参りますので、市長から正面のスライド等を使いましてご説明申し上げます。最後に会場の皆さまからの質疑応答を終了の時間まで行う予定としております。終了予定時刻はお昼過ぎの12時半を予定しております。

続きまして、開催に当たりまして繰り返しになって恐縮なのですが、お願いをもう一度申し上げます。携帯電話とスマートフォンについて今一度ご確認いただきます。携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上、通話をご遠慮いただきたいと思います。今一度ご確認をお願いいたします。

それから本日の住民説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますのでご了承ください。お配りしております「皆さまへのお願い」という紙にお示しをしておりますけれども、進行の妨げになるような行為とか不規則発言等他の来場者の方々のご迷惑になるような行為につきましてはご遠慮願っております。ご注意ください。迷惑行為をおやめいただけない場合には途中でご退席いただくこともありますので、ご協力よろしくお

願いいたします。

それではまず、説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明申し上げます。パンフレットの裏側がメモ欄になっておりますのでご活用いただきたいと思います。田中部長よろしく申し上げます。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

改めて、制度企画担当部長の田中と申します。よろしく願いいたします。着席させていただきます。少し照明を落とさせていただきますので、よろしく願いいたします。壇上のスクリーンにつきましてはこのお手元の資料とまったく同じものでございます。少し見づらいかと思いますのでお手元のパンフレットをご参照ください。

それでは説明させていただきます。まず3ページから4ページをお開きください。表題に「協定書のイメージ」と書かれているページでございます。

左上の現在と記載されているところをご覧ください。国におきましては、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところです。具体的に言いますと大阪市の場合1人の市長では270万人市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の枠に記載しているような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中で、それぞれ別々に行っている状況です。これを真ん中から右に記載していますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移し、これらの広域機能を大阪府に一元化することで大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていくものであります。

そして、これらの広域機能以外の住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として35万人から70万人の5つの特別区を新たに作ります。これにより市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会のもとで住民の声をより身近に聞いて市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていくものであります。これがこれから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方です。

それでは資料を順次説明させていただきます。6ページをご覧ください。特別区設置協定書の内容のご説明に先立ちまして基本的な用語の意味として「特別区」「特別区設置協定書」について説明し、引き続いて「今後のスケジュール」をご説明いたします。

まず「特別区とは」をご覧ください。先程も申し上げましたが、「特別区」は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して現在皆さまがお住まいの区は「行政区」といいます。区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し予算を編成するなどの

権限を持っておりません。

その下の「協定書とは」をご覧ください。特別区設置協定書は大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるのか、など特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

次に、その下の「今後のスケジュール」についてご説明いたします。特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては5月17日、日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は平成29年4月に特別区が設置されることとなります。また、反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

続きまして7ページをご覧ください。協定書ができるまでの背景・経緯についてご説明申し上げます。ちょうど中ほど少し上です。平成24年4月から大阪府と大阪市の条例に基づいて大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。その下の参考という欄をご覧ください。こうしたなか、平成24年8月に大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる大都市法が制定されました。

7ページの下の囲みをご覧ください。この大都市法の規定に基づき平成25年2月に大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置されまして、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書（案）が取りまとめられました。その後2月に総務大臣から協定書（案）について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には府・市両議会において承認されたところです。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明申し上げます。8ページ上段の「特別区の設置の日」をご覧ください。

住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は平成29年4月1日に現在の大阪市内に5つの特別区が設置されることとなります。

続きまして下の「特別区の名称・区域・本庁舎の位置、議員の定数」についてご説明申し上げます。5つの特別区の名称・区域・本庁舎の位置、議員定数について真ん中の地図と表をお示ししておりますのでご覧ください。まず、特別区の名称については大阪府・大阪市特別区設置協議会において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところです。なお、湾岸区についてはベイエリア地域としての将来性を考え湾岸区とされたところです。

それぞれ特別区の区域については特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれの地図に色分けしたエリアと決定されたものです。

なお、住之江区につきましては咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところ です。

次に本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において住民の皆さまからの近さや交通の利便性などの観点から北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区につきましては知事・市長および議員から構成される特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって現在の西成区役所となりました。

各特別区の議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ 86 名を北区が 19 人、湾岸区が 12 人、東区が 19 人、南区が 23 人、中央区が 13 人と割り振る形で決まったところです。また、議員報酬については市条例に規定する報酬額の 3 割減となっております。

一番下の枠囲み「ひとくちメモ」に現在の 24 区役所等の扱いを記載しております。現在の 24 区役所および現在の出張所等はすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしております。住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続きまして、9 ページから 13 ページに特別区の概要として先ほどのページと重複しますが、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しております。あわせて本庁舎とともに支所等についてもその位置を示しております。引き続き現在の区役所等が支所等として残ります。また、一番下の段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものなるかをお示ししてところです。

9 ページをご覧ください。まず、「 - 北区の概要」を申し上げます。現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は最下段に記載の主要統計の、少し見づらいかもしれませんが、昼夜間人口比という欄がございます。153%と住んでいる方々よりも通勤などで通っている方々が多い特性を示しております。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 69.4%と高い数値になっております。更に上段の地図からも都心へのアクセスも充実し、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

続きまして、10 ページ「 - 湾岸区の概要」で申し上げますと、現在の港区役所が本庁舎、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区は下の主要統計の工業出荷額が 1 兆 2,000 億円と 5 区のなかで最も大きなものとなっております。上段の地図からも大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い湾岸機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。「 - 東区の概要」を申し上げます。現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ります。また、東区は下の主要統計の年齢別人口を見ますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さまが多く住む地域であります。あわせて多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティーに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性を持っています。

続きまして、12ページの「 - 南区の概要」を申し上げます。現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所等が支所として残ります。また、南区は主要統計欄の年齢別人口比を見ると東区と同様15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さまが多く住む地域であります。あわせてあべのハルカスをはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社など歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力のあふれる定住魅力ある特別区となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。「 - 中央区の概要」を申し上げます。現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ります。また、中央区は最下段の主要統計で商業販売額が18兆8,000億円と5区のなかで最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っております。また、昼夜間人口比率が237%と極めて高く、更に高等学校、大学などの教育機関が多く立地する多くの人が集まる西日本屈指のビジネス・商業が盛んな特別区です。最初に「協定書のイメージ」で述べましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえて特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを5人の区長、区議会のもとで提供していくものであります。

続きまして、14ページをご覧ください。「町の名称」についてです。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては原則新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間には現在の行政区名を挿入することを考えております。中央区の例に申し上げます。西成区岸里を中央区西成岸里。天王寺区上本町を中央区天王寺上本町。浪速区日本橋を中央区浪速日本橋。あわせて現在の中央区と西区については例外的に現在の行政区名を挿入せず中央区難波を同じく中央区難波、西区南堀江を中央区南堀江とすることを考えております。

最下段の「ひとくちメモ」にありますとおり、特別区の設置が決まった場合には、たとえば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さまのご意見をお聞きして決定してまいります。

続きまして、15ページをご覧ください。「特別区と大阪府の事務の分担」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府が行う事務、これからは「仕事」と申し上げますが、その役割分担を示しています。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となります。

仕事に応じてのちほど説明する職員体制、人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように財源、つまりお金を配分し調整するのか、などが決められていきます。

まず、「基本的な考え方」の欄をご覧ください。現在大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事とあわせて広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。この広域的な仕事の部分について大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。この広域的な仕事を大阪府に一元化して国で議論がなされている、いわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにしています。そして特別区では選挙で選ばれた区長、区議会のもと先ほど説明しましたそれぞれの区の特徴等に応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化します。これまで大阪市と大阪府が同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。したがって特別区は住民に身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。現在大阪市が行っている仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際大阪市の仕事の引き継ぎにあたっては現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなります。つまり現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わります。現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

続きまして 17 ページをご覧ください。「職員の移管（特別区の職員体制）」を説明いたします。ここは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しております。上段囲みの「基本的な考え方」に記載のとおりで、特別区と大阪府はさきほど説明しました仕事の役割分担に基づいてそれぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備いたします。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は大阪市と大阪府を合わせた概数で左下に記載のとおり、77,100 人と見込んでおります。その右の記載ですが、特別区設置当初には特別区・一部事務組合・大阪府の合計で 77,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多く増えており、特別区の職員体制を整備するにあたり技能労働職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものです。その後行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で 75,600 人と見込んでおります。

次に 18 ページに「特別区の行政組織（イメージ）」を示しております。組織の名称はあくまでもイメージであり、仮称ですが、5 つの特別区においては選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所等で担っていて住民サービスの窓口は特別区になっても現在の 24 区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続いて 19 ページをご覧ください。「税源の配分・財政の調整」についてご説明申し上

げます。まず、一番上の青い段をご覧ください。「税源の配分」とは税金の種類ごとに特別区の税金なのか大阪府の税金なのかを決めることです。「財政の調整」とはさきほど説明した仕事の役割分担に応じてそれぞれがきちりサービスを提供できるよう必要な財源、これから「お金」と申し上げますけど、それを特別区と大阪府に分けることです。あわせて各特別区に配るときには特別区ごとに収入に大きな差がでないように調整いたします。「基本的な考え方」に記載しておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されます。あわせて大阪府には大阪市から移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。あくまで市から大阪府に移管される仕事に必要なお金が配分されることでありまして、大阪市から大阪府にお金だけ移るということではありません。その下の枠囲みをご覧ください。特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後3年間は毎年、その後は概ね3年毎に大阪府・特別区協議会（仮称）で検証します。その際、大阪府が受け取るお金については、大阪市から移る仕事に使われているのかも検証してまいります。

「特別区の財源（イメージ）」をご覧ください。皆さまから納めていただく税金については大阪市から大阪府に移る仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしております。

続きまして、21ページをご覧ください。「大阪市の財産の取扱い」についてご説明いたします。市民の皆さまが日頃から利用している施設をはじめ、現在大阪市が持っている株式などの財産が特別区に引き継がれるのか大阪府に引き継がれるのかを記載しています。「基本的な考え方」に記載していますが、まず、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産はさきほど説明しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれが引き継ぎます。これまで大阪市が提供していたサービスをこれからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで市民の皆さまが日頃から利用している施設が使えなくなるということはありません。これまでどおり使えます。

次に、株式や大阪市が様々な目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などについては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き特別区に承継されることとなります。その下の中段ぐらいになりますけど、枠囲みをご覧ください。高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合には、その財産をどうするか、その取扱いについては大阪府・特別区協議会で協議します。その際には、もともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえ考えていくこととなります。

23ページをご覧ください。「大阪市の債務の取扱い」についてご説明します。大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しております。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載しておりますように、大阪市債は

大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担します。大阪府と特別区の負担額はさきほど説明いたしました財務調整などによって必要なお金が確保されます。これによりこれまでの債務は確実に返済されていきます。

続きまして、24 ページをご覧ください。「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明いたします。一番上の青い欄にございますが、一部事務組合、機関等の共同設置とは5つの特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことです。一部事務組合については5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使って大阪府内でも31の一部事務組合が様々な仕事を行っており、長年に渡って安定的に運営されてきています。今回5つの特別区が一緒になって作る一部事務組合で行う仕事は平成30年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されている国民健康保険事業や1つに集約して処理するほうが効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などです。特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は特別区のすべての仕事のうちの約7パーセントとなっております。

続きまして、25 ページをご覧ください。「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明いたします。大阪府・特別区協議会とは大阪府と特別区において必要な住民サービスを提供できるように話し合う場です。中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」の欄をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事、副知事、都の職員に23区長の中から選ばれた8人の区長となっております。

これを大阪では、大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーといたします。そして、これまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の確保や配分、大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととしております。あわせて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため有識者などで構成する第三者機関を設けることとしております。

続きまして、26 ページをご覧ください。「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」についてご説明いたします。上段の「推計の目的・位置づけ・まとめ」をご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計は、税収の伸び率などの一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅をもって見ていただく必要がありますが、推計結果からは、特別区の財政運営は十分可能ということになっております。一番下の枠囲みに記載しておりますが、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにあるとおりです。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味ですが、それが徐々に拡大して、右端ですけど平成45年度には約292億円、平成29年度から45年度までは累計では約2,762億円となる見込みです。この財源活用可能額を利用して、各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービ

ス水準を良くしたり、住民の皆さまが必要としている新しいサービスを行うことができます。

続きまして、27ページから29ページには、5つの特別区ごとそれぞれの財政推計を示しておりますので、のちほどご参照ください。

最後になりますけど、31ページと32ページをご覧ください。皆さまからよくある質問と、それに対するお答えを載せております。よくある質問としては、例えば、問1では「特別区になっても住民サービスは維持されるの。」、問2「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの。」、問3「これまでの地域のコミュニティーや地域の行事などはなくなるの。」、以下8問ほど「よくある質問」を例示しております。こういった質問に対してそれぞれ回答を記載しておりますので、後ほどご参照ください。以上をもちまして、私からの説明とさせていただきます。ちょっとお聞き苦しい点がございましたけれども、ご静聴どうもありがとうございました。

(司会)

それではここで、市長と西成区長が到着いたしましたので、ご紹介いたします。橋下徹大阪市長です。臣永正廣西成区長です。それでは、正面のスクリーンを使いまして市長よりご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

(橋下市長)

皆さん、おはようございます。すいません、今日はお忙しいなかお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃より大阪市役所の色々な取組みについてご協力いただきましてありがとうございます。今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について大阪市役所として説明させていただきたいと思ひまして、こちらにうかがわせていただきました。着席をさせていただきます。

まず冒頭にですが、今回の説明会に際してはいわゆる大阪都構想について反対をいたします自民党、民主党、公明党、共産党の各議員の皆さんに参加をしてほしいということを求めたのですが、断られたということをもまず皆さんにお伝えしておきます。一方的な説明にならないように自民党、民主党、公明党、共産党の皆さんには是非参加をして、もし僕の言い方について何か問題があるのであれば、その場で指摘してくださいねと言っていたのですけれども、参加をしていただけませんでした。そういう事情があるということをもまずお伝えさせていただきます。

また、後ほどに質疑応答の時間を設けさせていただきますけれども、各会場で橋下の話は一方的過ぎるじゃないかということと言われるのですが、今回はいわゆる大阪都構想についての説明、そして皆さんに住民投票で賛成か反対かの判断をしていただくための材料としての説明です。今日先ほど大都市局が説明をさせてもらった中身、いわゆるこの特別区設置大阪都構想というものは解決策なのです。手段なのです。いったいこの解決策で何

を解決しようとしているのか。これは手段ですからその目的がわからないと、皆さんとしてはこの手段、方法、解決策がふさわしいのかどうなのか判断できません。いったいこれで何を解決しようとしているのか。その解決する目的をしっかりと皆さんに聞いていただきたいと思います。何をこの大阪都構想で解決しようとしているのか。その目的をしっかりと皆さんに理解をしていただいた上で、「いや、橋下、そんな目的掲げてるけど、それはちょっとおかしいよ」という方はこの大阪都構想反対になるでしょうし、「まあ、お前の言っていることはその目的は分かる」と、「お前のその大阪に対する問題意識は分かるけれども、でも、この特別区設置、いわゆる大阪都構想、これは役所を一から作り直すということですから、そこまでやらなくてもいいんじゃないの?」と、「今の大阪府庁と大阪市役所でなんとかお前の言っている問題意識は解決できるよ。今の役所でもなんとかできるよ」という方も、大阪都構想反対となります。僕から今から述べる目的を解決するためにはやっぱり一からこの役所を作り直さなければいけないだろうと考える方は、この大阪都構想を賛成ということになるかと思います。ですから、まずその目的です。この大阪都構想というもので何を解決しようとしているのか。その目的について述べさせていただきます。

僕は大阪府知事と大阪市長という仕事を経験しました。7年前に知事に就任しまして3年8か月知事をやり、その後市長をやりました。その経験から言って大阪には非常に重大な問題があると、大きな問題があると認識したところでした。それはどういうことかと言いますと、大阪府庁、大阪市役所、これは本当に仕事の整理ができていないと。これをなんとかしなきゃいけない。大阪府庁と大阪市役所の仕事をとにかく整理しないと大阪のためにならないという問題意識に至ったわけです。だからこそ、その大阪府庁と大阪市役所の仕事を整理するために今回この大阪都構想というものを提案したところでした。そこについてちょっと説明させていただきます。

まず二重行政という問題です。僕は大阪府知事、大阪市長をやって、これは大阪府、大阪市、二重になっている仕事、同じようなことをやっている仕事と言われていますが、大阪全体に関わる仕事を大阪府庁と大阪市役所でそれぞれバラバラにやる必要があるのかと。大阪府庁がこの仕事、府立病院とか大学、港、研究所をやるのはわかるのです。というのは大阪全体に関わる仕事ですから。大阪全体に関わる仕事は大阪府庁がやる。それはもう皆さんはイメージできると思います。大阪市役所までが大阪全体に関わる仕事をこれからもやり続ける必要があるのか。これが僕の問題意識の1つ目です。どういうことかと言いますと、皆さん、市立病院。これは都島の総合医療センターというものです。西成の方はあまり行かれないかも分かりません。都島区にあります。素晴らしい病院です、総合医療センター。ただ、これは市民のためだけの病院ではありません。特にあまりにも素晴らしい過ぎる病院なので、周りの市町村からもたくさん患者さんが来られるんですね。ですから、これはまさに大阪全体の皆さんに医療サービスを提供するような、それぐらい素晴らしい、ある意味素晴らしい病院過ぎるのです。大阪市民以外の患者さんが5割ぐらいという数値が出ています。市立大学もそうですね。学生のうち大阪市民の割合は3割ぐらいです。7

割は大阪市民以外です。市民のためだけの大学かといえばそうではありません。

港。港をイメージされるとお分かりになると思います。

市民だけが使う港ではありません。大阪港というものは世界から、また日本国中からここに荷物が運ばれて、大阪府全体、もっと言えば関西府県全体に荷物が運ばれている。この港というものは、大阪市民だけが使う港じゃない、大阪全体の港なんですね。

こちらの環境科学研究所というのは、感染症とかそういうものですね。新型インフルエンザがパーッと発生したときに対応するところ。新型インフルエンザなんていうのはもう大阪市内で留まるような話ではありませんので、大阪全体の安全を担うような仕事になっているわけです。

市立工業研究所というところも、中小企業支援策なんですけれども、こちらのほうも大阪市内の中小企業支援というところに留まらず、大阪市外の中小企業に対してもいろんなサービスを提供しています。

こちらの2つのビルになっていますけど、これ何が二重かといいますと、「りんくうゲートタワービル」も「ワールドトレードセンタービル」も、大阪にビジネス拠点を作ると。そしてランドマークという言葉が聞かれたことがあるかと思いますが、たとえば横浜にはそのまま「ランドマークタワー」というものがあります。要はその地域の象徴的なビルですね。そういうものをランドマークというのですが、それをお互いに作ってしまったと。大阪のビジネス拠点としてお互いに作ってしまった。このWTCビルも、別に大阪市内のビジネス拠点というよりも大阪全体のビジネス、経済を活性化させる目的でそういうビジネス拠点を作ろうとしました。両方失敗しましたけれどもね。

このように、大阪市役所も大阪全体に関わる仕事をこれからずっとやり続けていくのかどうなのか。僕はこれが非常に疑問に思いました。かつてはそういう役割があったかもわかりませんが、今後もずっと、大阪市役所は大阪全体の仕事をやり続けていくのかどうなのか。僕は、もうこれは大阪府庁のほうにまとめたほうがいいんじゃないの、と考えたのが大阪都構想の今回の提案です。これは2つあることによって経費が二重になっている。これを一本化することによって経費が削減できる話と、経費の節約だけの話ではありません。例えば、大学なんていうのは1つにまとめてしまったほうが、規模も、今府立大学と市立大学がありますが、1つにまとめると規模だけで言えば神戸大学をちょっと超えるぐらいのすごい大学になるのです。ですから、2つバラバラでやるよりも、1つにまとめたほうが大阪の公立大学としてもものすごい大学になるんじゃないか。

例えば港も、大阪府と大阪市でバラバラにあるのではなくて、大阪港と大阪府営港湾というのは堺とか堺泉北のほうです。皆さんがイメージする南港咲洲と堺泉北の港を全部1つにしたほうがものすごく強力な港になるんじゃないかと思っています。

それから研究所。これも例えば、新型インフルエンザの対応とかについては大阪市と大阪府がバラバラに対応するのではなくて、1つの研究所にして、それで大阪全体の安心・安全を守っていったほうがいいのではないか。

それからこの工業研究所と総合研究所、府立産業技術総合研究所。これは中小企業支援をする研究です。これも、大阪市と大阪府がバラバラにやるのではなくて、1つの組織にしたほうが大阪全体の中小企業支援策としては強力にできるのではないかと。要するに2つあるものを1つにすることによって経費の節減ももちろんできますけれども、それ以上に2つあるものを1つにしたほうがより強力に大阪の発展に資するのではないかと。実は信用保証協会というものは中小企業にお金を貸すときに保証する機関です。中小企業営まれていく方は必ず保証協会に行って保証もらう方がいらっしゃると思います。これも今回、松井知事で1つにしました。大阪全体の色々、中小企業に対する金融支援というものは1つの信用保証協会にしよう。これで経費削減ということもできたわけです。

病院とか大学、港、その他研究所というのは経費削減だけじゃなくて、1つにしたほうがより大阪のためになるじゃないかと、というのが僕の問題意識の1つです。これからもずっとこういうことを大阪府と大阪市がバラバラでやっていったほうがいいのか、ということですね。皆さんがそこをどう思われるかということです。

そして2番目。こちらは大阪市役所がこれまで行ってきた事業の、ある意味失敗例の一部を列挙しました。皆さんに見ていただきたいのは、この額に注目してください。1,193億、1,500、1,500、478、440、1,027、340、225。こういう事業の失敗というものを皆さんがどう考えるかです。僕はもうこういうことは許せないと。二度とこういうことは止めなきゃいけないという、そういう問題意識から今回大阪都構想というものを提案しました。皆さんがこれまでの大阪市役所の事業の失敗例を見て、こういうことを今まで市役所のほうから、市議会議員から説明を皆さん受けていたかどうかは知りませんが、こういうことを今日ここで知ったうえで、こういう今の役所の状態をそのまま残しておくのか、放置しておくのか、やっぱり作り直さなきゃいけないと考えるのか。そこを皆さんに考えていただきたいと思っています。

特に「オーク200」というやつは、ホテルのある意味不動産投資です。これも事業はうまくいけなくなりました。銀行のほうから損害賠償請求を訴えられまして、最終結果としては650億円支払うことになりました。今後10年間で650億円、皆さんの税金で支払っていきます。1年間で65億円ずつ。これを皆さんの税金で支払っていくわけです。「オスカードリーム」というものは、住之江に建てたものですが、商業施設の上にホテルをひっつけたような不動産です。この事業は交通局がやったのですが、これもうまくいきませんでした。そしてまた銀行から損害賠償請求訴えられまして、最後結論はどうなったか。285億円支払えとなりました。交通局から一括で支払いを済ませました。一つひとつ説明しませんが、こういう状況を見て、僕は非常に問題意識を持っています。こんな大阪では駄目だと。こんな役所のままでは駄目だと。だから役所を一から作り直すのだということ。この大阪都構想を提案したところです。

次のページ。大阪市役所だけの問題ではありません。大阪府庁。これも皆さん見てください。皆さんは市民でもあり府民でもあるのです。ですから、大阪市役所のことばかり考

えていたら駄目なんですね。皆さんは市民でもあり府民でもあるわけですから、僕は知事をやり市長をやった経験からすると、大阪のためには大阪市役所と大阪府庁、これをトータルで良くしていかなきゃいけない。大阪市役所のことばかりを考えていたら駄目なんですね。「大阪市が、大阪市が、」と言っている、皆さんは市民でもあり府民でもあるのですから。両方が良くならなきゃいけない。で、大阪府庁見てください。この数字。先ほどと変わらない。皆さん、どこまでご存じだったかわかりませんが、こういう数字を見てどう思われるかです。僕は知事をやり市長をやり、「ちょっと、府庁と市役所、いい加減にしてくれ」と。「これ以上こんなことはもう二度と許さないよ」という思いから大阪都構想というものを提案したところ。こういうことをなんとか止めたい。二重行政もやめる。それからこういう税金の無駄遣いを止める、という問題意識からこの特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案させてもらいました。

実際に今の二重行政とか事業の色々な数々の失敗。こういうことでどうなっているか。市民の皆さんの負担を見てください。4番。こちらの右のほうの図で結構ですが、これは市民1人あたりの負担額を棒グラフで示しました。こちらが大阪市民の1人あたりの負担額です。159万8,000円。それに比べて東京都民1人あたりの負担額は48万4,000円。実に大阪市民の1人あたりの負担額は東京都民の負担額の3倍以上ですね。いかに大阪市民1人あたりの負担額が多いのか。これをよく見ていただきたいのです。なぜこんなに負担額が多くなっているかという、この色の付いている部分、だいたい色と言いますかピンク、こちらのほうが大阪府分です。そしてこの灰色の部分が大阪市分。府の部分と市の部分がものすごく大きい負担がダブルで皆さんにかぶさってきている。こういう状態をもって僕はこういうものを二重行政と見ているのです。このように二重に皆さんに大きな負担が、大阪府分と大阪市分がダブルで皆さんに負担がかぶさっています。こういう状況をこれからもずっと認めていくのですかと。僕は役所を作り直さないという状況が変わらないと思っています。東京見てください。東京の場合は大阪市民1人あたりの負担の実に3分の1以下ですが、この色の付いているほうが東京都分です。

東京都のほうが大きな負担をして、そしてここを見ていただきたいのですが、この灰色の部分が特別区役所の負担部分なのです。ですから東京都庁と特別区役所で仕事の整理、役割分担がきちっとできているんですね。どういうことかという、東京都が大きな負担をする。まさに東京都が東京全体の仕事をやって大きな負担をする。そして特別区役所はもう東京全体の仕事はしない。自分の特別区内、自分の地域のなかの区民のことだけを見て、そして医療・福祉・教育、大きな負担をしなくてもいい、医療・福祉・教育という通常の市役所がやるような仕事に集中するというような仕事の役割分担ができているので、東京都というのは東京都が大きな負担をして、特別区は大きな負担はしない。こういう役割分担になっているのです。今この特別区設置、大阪都構想というものを提案させてもらっていますが、まさにこの解決策というのは今の大阪市役所を特別区役所にしていこうじゃないかという話なのです。ですからこれまでのように大阪府、大阪市が大きな負担をし

ていく。「大阪市役所、すごい権限と財源を持っている。それがいいんだ」という人たちもいますけれども、そのようなことをずっと続けて大きな負担を皆さんは大阪市民でもあり大阪府民でもあるわけですから、市役所だけが良ければいいというわけじゃないわけです。大阪府庁のことも考えなきゃいけない。大阪府庁も大きな負担をしているわけです。大阪府庁と大阪市役所がそれぞれ大きな負担をし続けるような、そんな役所の関係でいいのか。やっぱりここは役所で役割分担、仕事の整理をして、大きな負担はある意味大阪全体を担う、後で説明しますがけれども、大阪府庁にすべて大阪全体の仕事は委ねて、大阪府庁に大きな負担をさせて、そして大阪市役所は特別区役所に作り変えて大阪府庁と同じだけの負担はしない、そんな大きな負担はしない役所に作り変えていく方向を目指すのか。それが大阪都構想の賛成・反対の分かれ目になってきます。

パンフレットの3ページをもう一回、大都市局の説明に加えて。こちらを見ていただいて結構ですがけれども、大阪市役所がありますね。大阪市役所は通常の市役所の仕事と同時に大阪全体に関わる仕事をやってきた。先ほど説明しました大学と病院、港、色んな研究所。それからこちらの地下鉄もそうです。地下鉄というのは、今地下鉄利用者の7割が大阪市民以外です。地下鉄利用者のうち大阪市民の利用者というのは3割ぐらい。7割は大阪市民以外なのです。こういうのはもう大阪全体の仕事ですね。ですから大阪市役所は今こういう形で通常の市役所の仕事と大阪全体の仕事をしていますけれども、仕事の整理をして、大阪全体の仕事は全部大阪府庁に任せる。ここで二重行政というものをやめてしまう。今大阪全体の仕事を大阪市役所と大阪府庁がそれぞれバラバラにやっているところを、大阪市役所がやっている大阪全体の仕事は全部大阪府庁に移してしまう。これで二重行政を止めていこうというのが大阪都構想の提案、解決策です。そうしますと、仕事の整理が大阪府庁と大阪市役所の中でできまして、まさに都市経営担う広域自治体、大阪全体を経営していく役所として新たな大阪府庁。これを法律改正で名前を変えると大阪都庁になりますが、その以後大阪都庁という言葉を使うときには法律改正があった後の話と聞いていただきたいのですが、この大阪都庁というところが大阪全体の仕事を担っていく。これで二重行政がなくなる。そして大阪市役所のほうも大阪全体の仕事は大阪都庁のほうに全部移してしまっ、そうすると大阪市役所の仕事はどういうことになるかということ、通常の市役所の仕事、保健医療、福祉、子育て支援、保育所、高齢者への色々なサービス、小学校中学校の教育、ゴミ処理。大きな負担はしない仕事ですね。皆さんの日常生活をサポートしていく仕事。そっちのほうに大阪市役所を集中させようというのが大阪都構想です。二重行政、大阪全体の仕事を大阪市役所と大阪府庁がそれぞれバラバラにやってきたので、これを大阪府庁のほうに一本化する。法律改正で名前が変われば大阪都庁になる。それから大阪市役所が大阪全体の仕事までやっていたので、大阪府庁と大きな同じだけの負担をしてしまっていた。それが全部市民の皆さんに負担としてかぶさってきていた。だから大阪全体に関わる仕事は大阪府庁に移してしまう。そうすると、大阪市役所は通常の市役所の仕事に集中することになるわけですから、今後はもう大阪府庁と、大阪府と同じだけの

負担をすることはなくなるだろうというのが今回の大阪都構想の提案理由の1つ目です。二重行政を解消する。市民の皆さんへの過大な負担をなんとか解消していく。これが大阪都構想の提案理由の1つ目です。

2つ目は、大阪の発展を考えたときに、これまでのように大阪府庁と大阪市役所が話し合いをしながら大阪の発展を目指していくのかどうか。知事を経験した僕の問題意識は、大阪全体の発展を引っ張っていく強力な役所が僕は必要だと思っています。それが名前を変えた後の大阪都庁、そこに大阪全体の発展を担ってもら。全部そこに仕事を委ねて、そこにどんどん引っ張ってってもら。そういう役所が必要なのではないかというふうに僕は問題意識を持ったわけです。繰り返しの話になってしまっていますが、今までは大阪府庁も大阪市役所も大阪全体の仕事をしてきたわけです。だから大阪全体の発展を目指そうと思うと常に大阪府庁と大阪市役所が話し合いをしながらやってきたというのが現実です。今までうまくいったこともたくさんあります。でもやっぱりうまくいかないこともたくさんあった。これからの時代どうしていくべきかと考えたときには、僕は役所を一から作り直して大阪都庁を一本にして大阪全体の発展を引っ張ってってもらおうと考えたところです。

なぜかといいますと、たとえば高速道路の話、パネルの16番。大阪の発展ということを考えると高速道路なんかもどんどん整備されて人が行き来しやすくなるとか、物を運びやすくするとか、こういうのも重要です。それは大都市の大阪ですから。東京のほうを見てもらいたいのですが、東京ではこのあいだ中央環状線というものが開通しました。新宿から羽田空港まで40分かかっていたところが今わずか20分なのです。わずか20分。この中央環状線はどこを走っているかという、池袋、新宿、渋谷、こういうところを走っているのです。こんな東京のど真ん中、どうやって高速道路を通していいのかと思ったら、地下に高速道路を通してしているのです。それでも新宿から羽田までビューッと20分ですよ。すごいことになっています。しかしこれは40年前の計画がやっと実現したのです。40年前。そんな1年や2年でこういうことができるわけじゃないんですね。東京の発展というのは。こちらは大阪です。大阪も頑張って阪神高速、環状線の外回り、同じように中央環状線のようなもの、環状線を作ろうと思って一所懸命やっていました。都市再生道路といいます。近畿自動車道、阪神高速の湾岸線、阪神高速の大和川線なんですけど、この赤い色の部分つながらないんですよ。円にならないんです。全然これは進まなかったのです。なぜかという、この赤い色の部分、切れている部分なんですけど、右側のこの辺ぐらいが大阪府の担当。この左側の部分が大阪市の担当。話が全然進まなかったです。ずーっと。今回僕と松井知事では合意をしました。やっぱり同じ政治グループということもありますし、僕自身が大阪市内のことばかり考えるのではなくて、大阪の発展ということは大阪全体が発展しなければいけないと。この高速道路が環状線になることによって大阪市民だけが確かに便利になる話ではありません。誰が便利になるかという、むしろこの枚方、交野、寝屋川、この人たちがビューッとここを走って神戸に行くとか。神戸の人たちがビューッと

ここを通過して京都に行くとか。大阪市民の皆さんも利用はされるんでしょうけれども、大阪市民以外の人にとってこれはものすごく便利になるのです。環状線というのはやっぱり環状ですから円になって初めて意味があるので、切れていたら意味がないから、「これをやろう」と言って松井知事と決めたのです。ただ、完成するまでは 20 年後か 30 年後です。今から。そういうものなのです。この大都市大阪の発展を目指していくのに府庁と市役所がずっと話し合い、話し合いでやっていったらいいのかわかるかな。

こちら東京の場合には、後でまた話をしますが、東京はもう東京全体の仕事は東京都庁がやりますから。東京都庁がどこかと話し合いをやるなんてことは基本的にはしません、東京都内のことは。高速道路のこととかそういうのは。だから東京都庁がガンガン引っ張っていくということになっているわけです。

地下鉄です。こちらは東京の地下鉄です。皆さん見て、何がなんだかよく分かんない。これは 13 本の地下鉄のうち 10 本が私鉄と相互乗り入れやっています。乗り換えなく移動できるのです。大阪市の場合、こちらが大阪市なのですが、9 本の地下鉄のうち相互乗り入れができてるのは 3 本だけです。相互乗り入れができるかどうかというのは技術的な問題があります。確かに大阪の場合には、私鉄と地下鉄、線路の幅が違ったりとか色々ありますので、今日、明日直ぐに私鉄と地下鉄が簡単につながるという話ではないです。これは技術の問題です。僕が言いたいのは、地下鉄や鉄道のネットワークというのは大阪市内だけを見ていたらいいのか、それとも大阪全体を見据えて地下鉄や鉄道のネットワークというものを考えないと大阪の発展がないのか。僕は、大阪の発展ということを考えたときには、やっぱり大阪全体の視点で地下鉄や鉄道のネットワークというものを考えなければいけないのではないかと考えているわけです。ですから、大阪府庁と大阪市役所の話し合いということではなくて、地下鉄や鉄道なんていうのはネットワークをきちっと考える強力な役所、先ほども言いましたけれども、大阪都庁というところを作って、そこにしっかりと大阪の地下鉄と鉄道のネットワークをしっかりと考えてもらおうと。そういうふうにしなないと大阪の発展はないと思っているのです。と言いますのは、東京のほうも私鉄が走ってしまっていて、それから地下鉄がありますけれども、実は私鉄は 40 年ぐらい前は全部終点の駅だったのです。僕は 40 年前は東京に住んでいました。京王線に乗っていましたが、新宿止まりとか。小田急線も新宿止まり。それから東急東横線も渋谷止まり。東武線は池袋止まり。京成線というのは確か西日暮里か日暮里止まりだったと思います。40 年前はみんな終点でした。40 年経った今はどうなったかというと、全部つながっています。

こういう大都市の発展の話というのは 1 年、2 年の話ではないのです。やっぱり 30 年先とか 40 年先ぐらいを見据えて、どう大阪を発展させるかということを考えないと発展できません。ですから僕は大阪府庁と大阪市役所が話し合っただけでこれまでうまくいったこともあるかもわからないけれども、大阪全体の発展をしっかりと考える強力な役所、それが大阪都庁なのですが、そういうものはやっぱり大阪に必要なのではないかと考えています。

例えば経済の活性化ということで特区。これは経済特区というものを今設定しているの

ですが、別に大阪市内の話ではないのです。大阪全体を特区にしながら経済活性化策を考えていますけど、こういうのも大阪府庁、大阪市役所が話し合ってやる問題なのかなと。大阪都庁でガンガン引っ張ってってもらいたいというのが僕の問題意識。

そして、大阪の成長戦略。これもそもそも大阪府庁と大阪市役所でそれぞれ大阪の成長戦略を持っていたのです。大阪の成長戦略と言いながら大阪市役所が持っているのと大阪府庁がそれぞれの大阪戦略を持っていたのです。僕が知事のとくと前の市長のときはそれぞれが大阪の成長戦略。大阪は1つしかないじゃないですか。大阪は1つしかないのになんで大阪市役所と大阪府庁がそれぞれバラバラの成長戦略を持っているのか。これはもうそもそも成長戦略じゃないですね。僕と松井知事になって27年になって初めてこれを一本化したのです。初めて一本化した大阪の成長戦略として大阪府庁と大阪市役所で一本化したんですね。一本化したのですけど、これは計画です。計画は一本化しましたけれども、これを実行していくのもまた大阪府庁と大阪市役所が話し合いでやっていきますかと。どうしますかということですね。

話し合いはいいのですが、さっきの高速道路の問題でもそうですけど、ここですね。話し合いで今までもうまくいっていたこともたくさんあるんですよ。でもやっぱりうまくいかないことの影響は大きいと思いますね。だから僕はもう大阪府庁と大阪市役所がなんでもかんでも話し合いをやるというような、大阪全体の発展のためにはなんでもかんでも話し合いというやり方を変えなきゃいけないという問題意識になりました。

例えば空港の問題も見てもらいたいのですが。大都市が発展するためにはやっぱり空港に近いというのがすごく重要なのです。外国人のお客さんが来る。それからビジネスマンもそこを使って。とにかくこの大都市大阪にどんどん人に来てもらわなきゃいけない。空港の近さというのは非常に重要なのです。皆さん東京の成田空港は東京からすごく遠いというイメージがあると思うんです。しかし今どうなっているかというと、もう36分につながっているのです。びっくりしました。成田ってすごく遠いイメージがありましたが、36分といたら大阪市内から関空に行くよりも近いぐらいです。それはまた鉄道を通していいのです。それよりも何がすごいかというと、いつの間にやら成田空港と羽田空港が乗り換えなしでつながってしまっているのです。93分で。これは京成線という私鉄から地下鉄に入って、今度は京急につながって成田・羽田につながっている。大阪でいうとどんなイメージですか。阪急がそのまま大阪の地下鉄につながって、そのまま南海につながってしまっているような。そんなことをどんどん東京はやっているわけです。これも1年、2年の話ではありません。大阪も負けてられないということで、大阪の発展を考えて空港と大阪市内をもっと近く結ぼうよということを考えています。松井知事と話をしまして、JR大阪駅前の「うめきた」という広大な空き地がありますが、そこを緑の街づくりをやって、その下に地下の駅を作り、西区のなにわ筋の地下に地下鉄を1本通して、そして皆さんのすぐ近くというかもちょっと北側の新今宮駅のあたりのJRにそのまま引付けて関西国際空港まで結んでしまうという。JR大阪駅から地下鉄を通して、そしてもう1回新今宮か

あそこのほうから地下鉄をつなげて関空までそのまま結んでいくという、こういう計画をやらうと言って松井知事と決めたのですが、これができるのは30年後ぐらいです。

だから、こんなスピードで世界とやっていけるのかという思いがあります。あとは皆さんのご判断ですけれども。これから大阪は世界各国、中国から何からもどんどん成長してきている。世界の大都市もどんどん成長しているなかで大阪府庁、大阪市役所が常に話し合い、話し合いでやっていく、大阪全体の発展を目指していくのに大阪府庁、大阪市役所、ないしは大阪市だけでやっていくという、そういう大阪府庁、大阪市役所の姿でいいのか。それとも、もう大阪全体の発展は新しい大阪都庁に任せるんだというような形にするのか。僕は後者のほう、大阪都庁に大阪全体の経済の発展は全部一括で委ねるといった形にしようと思ったところがこの大阪都構想の提案の2番目です。

そして3番目。こちらは今の大阪市内を見て、市民の皆さんの声をしっかり聞く役所の仕組みになっているかと。これが3番目の大阪都構想の提案理由です。皆さんの声をしっかり聞く役所の仕組みになっているか。こういうことがあります。大阪市は260万人の人口です。260万人の人口はだいたい広島県や京都府と同じぐらいです。広島県が280万、京都府が260万。じゃあ、広島県や京都府は280万人、260万人の住民の声をどうやってしっかり聞く役所の仕組みにしているか。この図を見ていただきたいのですが、左が京都府、右が広島県です。この人形みたいなものは選挙で選ばれる行政のトップです。選挙で選ばれる役所のトップの数。見てもらいたいのですが、人口263万人の京都府のなかに15人の市長、10人の町長、1人の村長。26人の市町村長、選挙で選ばれる長がいて、この26人がそれぞれの地域を手分けをして住民の皆さんの声を聞いていくという役所の仕組みになっています。

広島県の場合は人口285万人。大阪市よりも20万人ぐらい多いです。でも、こちらのほうも14人の市長と9人の町長、合わせて23人の市長や町長がそれぞれエリアを分けて、担当を決めて住民の皆さんの声をしっかり聞くという役所の仕組みになっているのです。ところが大阪市はどうかというと、260万人のなかに選挙で選ばれた行政のトップは僕1人しかいません。1人だけ。これで本当に住民の皆さんの声をしっかり聞く行政ができるのかというのが僕の問題意識の3番目です。これは大阪市のやってつくづく思いました。大阪府知事の仕事。これは全然違います。僕は大阪府知事の仕事をやっていましたが、880万人の代表です。「じゃあ、お前、880万人の声1人で聞いてたのか」と言うんですけど、これは仕事の中身が違っていて、大阪府知事の仕事というのは大阪全体に関わる仕事ですから、住民の皆さんの声は確かに聞かなきゃいけないんだけど、お一人さま、お一人さまの細かな声に対応するような仕事じゃないのです。市長の仕事というのは日々の皆さんの生活をサポートする仕事ですから、皆さんの声に細かく対応していかなければいけない仕事です。全然仕事の質が違います、知事と市長の仕事は。にもかかわらず大阪市長は1人で260万人の市民の声を聞かなきゃいけない立場。これはもう僕は無理、破綻してると思っています。そう言いますと、隣にいる臣永。皆さんの区民のある意味代表区長とい

うことで「臣永がいるじゃないの」と。「大阪市内には 24 人の区長がいるやんか、橋下」と。「24 人の区長がちゃんと住民の声聞いているやんか」というふうに思われるかもわかりませんが、ここが一番の僕の問題意識であって、臣永は西成区民の声を聞いて本当に西成区のために一所懸命仕事をやってくれています。極めて優秀な区長です。でも、選挙で選ばれておりません。選挙で選ばれていないので、皆さんはどう思われるかわかりませんが、役所のなかでは最終決定権は持っていないのです。お金の使い方についての最終決定権もありません。今はできる限り決定権を持つように僕は改革をやっていきますけれども、それでも図書館 1 つ、臣永の判断で西成区に作ることはできません。それは必ず図書館ぐらいの話になると、大阪市役所、僕が仕事をしている淀屋橋の大阪市役所におうかがいを立てに来て、たぶんそれでも臣永が図書館を作るという話をやろうと思ったら 4 年の任期では終わらないと思います。でも、僕、大阪市長の場合だとお金さえ自分で改革をやって生み出せば、西成区の図書館作ると決めたらそれでいいんです。あとは議会の同意が必要ですが、議会に承認されるということが必要ですが、お金さえなんとか工面すれば「作る」と決めればそれはできるのです。でも、実際それはできません。なぜかというというのは後でいいですが、西成区だけに 2 つ作るということになると他の区から文句が出るので簡単にできないのです。ここが悩みなんです。臣永は本当に西成区のために一所懸命やってもらっていますけれども、保育所 1 つ作る決定権はありません。それでいいんですかということですよ。僕は大阪市長ですから。たぶん歴代の大阪市長の仕事は重要ですか、大阪市長が必要ですよと言うのかもわかりませんが、僕はそう感じていません、市長の仕事をして。この地域に重要なのは市長じゃなくて区長だと僕は痛切に感じてます。臣永は毎日自転車で西成区内を走りまわって、西成区民の皆さんのいろんな行事に顔を出す。僕は申し訳ありません、ちょっと大阪市役所の仕事が多すぎるのでなかなか西成区の行事に顔を出したこともない。たぶん橋下の顔なんてほとんど見てない。テレビで怒っている顔しか見ていないと思われると思います。申し訳ありません、ほとんど出て行けてません。その分臣永のほうが区民祭りに出たり、いろんな地域の行事に出たり、色んなことをして西成区のこと、路地裏の隅々のことを知ってるわけです。にも関わらず、保育所 1 つ作れないというのはおかしくないですか。僕はおかしいと思いますね。でも今の大阪市役所の仕組みだったらそうなのです。臣永がいろいろ関係各局と調整をして何をして頑張っただけで、それでも話がかたくなかったら最後大阪市長の僕の部屋にところに来て、みんな幹部が集まって、ガーッと話を、「じゃあ、これでいこう」と決めるわけです。淀屋橋、中之島で最後決めるわけですよ。うーん、僕はそれは違うなと思ってます。で、図書館の話。たとえば図書館見てください。大阪市の場合は 1 区 1 館となっています。24 区あります。1 区 1 館。区の数関係なく 1 区 1 館です。

というのは何処に 2 個作る、3 個作るであっても収拾つかなくなってしまうので 1 区 1 館です。こちらの大阪都構想で目指す特別区の場合は、皆さん東京の区はまさに特別区といって選挙で選ばれる区長なんです。選挙で選ばれる区長。そうすると、自分たちで数

を決めるんです。お金ちゃんと用意できる範囲のなかで自分たちで数を決めてもらう。それぞれの区で。僕はそういう大阪を目指すべきだと思っているのです。それからスポーツセンターやプール。見てください、1区1館。機械的です。住民の皆さんが本当にその数が必要なのか、足りるのか、足りないのか全然わかりません。とにかく1区1館。ところがこちら東京23区の場合には、選挙で選ばれた区長のもとにいくつ必要なのかを自分たちで決めると。特別区になったからといってすぐ数が増えるわけじゃないですよ。お金用意しなきゃいけない。ただ、自分たちでその数を決められると。もちろんお金がないんだったら、何かを改革して金を生みださなければいけませんけども、自分たちで決めていく。大阪市という1つの単位ですべて物事を決めていくのか、今回の僕の提案理由の3番目は、大阪市内もう全部1つのまとまりじゃないでしょと。地域柄が全然違うじゃないですかと。それぞれの地域で。持っている課題も違う。やっぱり西成が持っている課題と東淀川区の課題、全然違います。そういうのを全部いっしょくたにして大阪市長1人大阪市役所で全部大阪の行政をやっていくというのは本当にこれからの時代にふさわしいのですかというのが、僕の問題意識の3つ目です。

さっき大都市局から説明させました。大阪市内、5つに地域を分けた、特別区5つに分けましたけども、5つの特別区それぞれ特色が違います。それは、例えば住んでいる方々の年齢層、それからたとえば商業地が集まっているのか、住宅地なのか。または港に近いほうは津波対策に非常に問題意識を持っているけれども、でも鶴見区や旭区という内陸部のほうは津波対策なんていうのはあまり意識しておりません。特に西成の場合は労働者問題とかそういうところの課題も色々ある。それぞれの地域によってそれぞれ課題が違うのですから、大阪市でひとくくりにして、全部ひとまとめにしたような行政というのはもうこれからの時代どうなの、というのが僕の問題意識。そうだったら大阪市内を5つに分けて、選挙で選ばれた区長5人置いて、それぞれの地域のなかで自分たちで必要なこと、そして我慢しなければいけないことも色々あるでしょう。そういうことを自分たちで決めてくださいと。住民の皆さんと直接話をするかどうかは別としても、最後は区長選挙でこの5つの特別区ができますと5人の区長が区長選挙で選ばれます。そうすると5つの区域で区長候補者が「私たちのこの東区は」とか、皆さんの今度お住まいのところは中央区になります、「中央区はこうします」とか。そして最後どの候補者にするかは皆さんが1票で決めていくと。そういうやり方をこれから目指すべきなのではないかと僕は考えております。今は大阪市長1人を選ぶことしかできません、皆さんは。僕が市長選挙に出たときは「西成をこうします、こうします」と細かなことを言わずに「大阪をこうします」という話をして、皆さんがそれぞれの候補者に入れる。これから僕は大阪市内を5つに分けて5つの候補者、5つの区長選挙でそれぞれの地域で何をどれくらいやっていくのか。お金が足りないんだったら何を我慢していくのか。そういうことを5つの地域ごとにやっていくのがこれからの大阪の行政の姿なのではないかと思っています。

また、教育なんかでもちょっと問題があるのです。体罰の問題。この体罰の事案。これ

はいじめの事案です。体罰やいじめの事案はものすごく多いのです。小学校、中学校。これは大阪の今の教育の問題です。これはなんとかしなければいけないということで教育委員会と今一生懸命協議はしていますけれども、何が問題かという、大阪市内教育委員会が1つしかないのです。皆さん、教育委員会が1つしかないのに面倒見なきゃいけない小学校、中学校が400校以上あるのです。400校以上。それ、見れますかと。教育委員会のほうに、そんな400校以上の学校面倒見れますかということを知りましたら、教育委員会も「無理です」と言っています。ですから、今度大阪都構想になりますと5つの特別区ができますから、5つの教育委員会が置かれることになります。僕はこれは相当な教育現場に対する強力なサポートになると思います。今1つの教育委員会しかないものを5つに教育委員会増やす。

それから児童虐待。児童虐待の数も今どんどん増えています。これもなんとかしなきゃいけません。ただ、大阪の場合には児童虐待に対応できる児童相談所が1つしかありません。これじゃもう対応できないということで、このあいだ平野区にもう1つ作ろうということを決めまして、僕は最終決定権者だからこういうことを決められるわけです。「もう1個作る」と決められるわけです。「お金は用意する」と言って。今度平野区に作るのですが、2個ではまだ足りません。今度特別区になると、この児童相談所が5つに増えます。このことによって色々な子供たちへの色々な課題に対応していく。これこそまさに住民サービスというものが向上することじゃないですか、というのが僕の今回提案理由。ただ、児童相談所は増やそうと思えば今でも5つに増やせるんですよ。僕がお金さえ用意すれば5つに増やすと言えるのですが、児童相談所の数を増やすということが問題じゃないのです。やっぱり選挙で選ばれた行政のトップ、選挙で選ばれた長というものが大阪市長1人じゃなくてやっぱり5いる。なぜかという、結局児童相談所がいろんなことに対応してもいろんな課題がある。役所の中でちょっと議論がなされて決着がつかない、結論が出ない。そういうときには全部市長のところに来るわけですね。僕1人では正直もう対応できません。ですから今、第一次的には西成区の児童虐待は臣永に担当してもらっているのです。ちゃんとお願いますね、と。一所懸命臣永はやってくれているんですけども、でも臣永はさっき言いました最終決定権者ではないし、淀屋橋中之島にある市役所の各局に対して指示を出せる立場ではないのです。だからこれは非常に問題ですね。児童虐待の案件、家庭環境、地域の状況、臣永が一番知っているのですから、何かパッとそういう報告を聞いたときに、「はい、お前これやれ、あれやれ。ここの局これやれ」というふうに指示ができるような立場に本当はいなきゃいけないのに、今はそれができないのです。区役所の組織図。これ見ていただきたいのですが、こちらが今の西成区役所の状況です。臣永が区長というところにいますけれども、臣永はこの窓口部門とかこういうところには指示は出せるのです。でも、大阪市役所のそのほかのところの役所組織にバーンと指揮、命令出して動かすということとはできないのです。さっき大阪府庁と大阪市役所の話し合いというふうに言いましたけど、大阪市役所のほうに行って話をしにいくという形なのです。今度新し

い特別区長、選挙で選ばれる区長になるとズラッと役所の組織が下にくるわけです。区長のもとに。区長がそれぞれの組織に指示を出すと。今僕がこの特別区長にいるようなものなのです。淀屋橋で僕はやっているわけです。大阪市長がいて、何か問題があったときにはこの各局の幹部を呼んで、こうだ、ああだとか色んな話をして、こうする、ああすると決めてこうやっていくと。今の臣永はそういうことができない。西成区長が選挙で選ばれるというわけではありません。この大阪市内 24 区ある 5 つの区にまとめますから、今度新しい中央区。ですから西成区、西区、中央区、浪速区、天王寺区。これが集まった新しい新中央区の区長がここについて、いろんな問題あればそれぞれの組織に指示を出していく。大阪市長が淀屋橋でこの西成の地域の問題について把握することよりも、新しい新中央区長のほうがもっと西成のことをきちっと見れるんじゃないかというのが僕の考え方です。1人で 260 万人を見るのではなくて、5人でこれから担当していきましょうと。少なくとも 5人で担当していきましょう。そちらのほうがより住民の皆さんに目配りできるような、そういう行政ができるんじゃないのかというのが今回の大阪都構想です。

西成の場合には結構この区長の問題、大きな問題がたくさんあるのです。例えば、あいりん地区でゴミの不法投棄問題がありました。あそこの地域の人たちは子供たちが通学する朝の 7時半までに不法投棄されているゴミを回収してもらいたいということを地域の人たちがずっと西成区役所にお願いしに来ていたのです。せめて 7時半、子供たちが通う 7時半までにゴミを回収してもらいたい。臣永も一所懸命頑張って、その話を聞きながら。でも自分で決められないのです。どうするかというと、大阪市役所、僕が仕事をしている淀屋橋のところに行って、ゴミの収集を担当している環境局のほうと話をずっとするのです。

なにも役所が怠慢なわけじゃないんですよ。役所は役所のルールがあるんです。これは今大阪市役所というのは大阪市一律のルールでやっていますから、ゴミの収集は 8時以降というルールがあるのです。公務員の勤務時間になりますから。これは大阪市全体のルールだから。だから環境局は 8時以降からしかゴミの収集はできないんです、申し訳ない、という話が、どれくらい続いていたんですか。1年か 2年くらい続いていますか。

(臣永西成区長)

そうですね。

(橋下市長)

1年か 2年くらい続いていたんですよ。ずっと。僕があるテレビ番組に出たときに、その映像を見て「なんだ、これは」と思って、区長の話を知ったら、いや、こうこう、こうという事情で今話しているんです、ということだった。それだったら、もうあいりん地域だけ特別扱いしようということで僕が環境局のほうにその話をして、これでやってほしいということで局長に指示出したのです。そしたらもうそうだったんです。別に環境局が怠慢していた、仕事をさぼっていたとかそうじゃないんですよ。役所というのはやっぱりルー

ルを守るのが仕事なので、ルールを変えてあげなきゃいけないんですね。でもそれは区長ではやっぱり大阪市全体のルールは変えられないんですね。僕は話を聞いて、もちろん自分の一存だけでは変えられません。色々幹部と議論して、これは西成のあいりん地区だけ特別に7時半までにゴミを収集やっていきましょうということに決めました。やっぱりこれは選挙で選ばれたトップが最後決めることなのです。

今宮小中一貫校の周り。子供たちが通学するのに防犯灯がやっぱり暗いと。明るくしなきゃいけない。そういう話が地域の住民の皆さんから上がってきていたわけです。臣永も一所懸命頑張ってくれた。でもそれは建設局というところの防犯灯でやっているのです。区長が決定できないのです。建設局が防犯灯を変えるのに大阪市のルールがあって、防犯灯は球が切れたところから新しいLEDの球に変えていくというルールがあるのです。だから西成のあいりん地区の周り、まだ球が切れてないから変えられませんという話だったのです。それをずっと話をしていたのですけども、これじゃあもう駄目だろうと。やっぱりあそこだけ特別扱いしようということで僕が幹部と話をし、最後あそこだけ特別扱いでLEDに変えようということで決まるわけなのです。今宮の小中一貫校も本当だったら臣永が一番学校現場をよく知っているから、あそこを小中一貫校にするということに決められればいいんですけども、その決定権もない。だから最後、僕が今宮の小中一貫校もやろうと決めていくわけですね。結局何が言いたいかというと、一所懸命仕事をして、区民の皆さんの声を聞いたとしても、やっぱり決定権を持たないと皆さんのための行政ができないと。それを痛切に僕は感じたところです。

そして皆さん、誤解がないように協定書に対する賛成意見、反対意見という一枚ものがあります。特に反対意見のところには色んな反対派の方が意見を述べられています。今日話したことで、とにかく僕の提案理由は二重行政をやめる。税金の無駄遣いを止める。それから大阪全体の発展を担う新しい強力な大阪都庁が必要なんじゃないか。住民の皆さんの声をしっかり聞く。選挙で選ばれた区長のもとの特別区役所を大阪市内に5つ必要なんじゃないか。皆さんの声を聞くと同時に、それぞれの地域の特色に合わせた行政をやっていく。そういう問題意識を持って、その実現策としてこの大阪都構想というものを提案したのですが、反対派の意見として、この大阪都構想をやると今大阪市役所が提供している住民サービスが下がる、下がるという意見があります。これは下がることはありません。ありません。なぜかと言うと、まず1つに、今大阪市役所が提供しているサービス、この分のお金はしっかり確保するからです。お金はしっかり確保する。特に中央区のほうなのですが、パンフレットの29ページを見ていただきたいです。きちっと計算をしましたところ、大阪都構想をやって新中央区ができたとして使えるお金は今のお金よりも徐々に使えるお金が増えてくると。もちろん数字の幅はありますけれども、この29ページに書いてあるように使えるお金は徐々に増えていく。だから今のお金よりも増えてくるとい話なので、これは今提供しているサービスが下がる、サービス水準が下がることはありません。

先ほどからなんべんも言っていますが、この使えるお金、こういうものをもって皆さん

自身が各地域で必要なものを増やしてくれればいいです。必要なもの。しかしお金の範囲、そこに制限がありますので、あまりにも必要なものを増やしていくのだったら、何かを我慢していく。こういうことも皆さんで決めていってもらうことになります。今大阪市内全体で必要なものを増やして我慢するものを決めていくというのは 260 万人の皆さんの考え方も色んな考え方がありますから、1人の大阪市長でそれを調整するのはもう不可能です。今回大阪都構想というものをやると、大阪市内5つの特別区ができますから、それぞれの地域でこの徐々に増えてくる使えるお金の額、これを何に使うのか。そして今あるいろいろな行政のサービスも何を増やして、たとえば図書館をもっと増やすのか、保育所を増やすのか。その代わり何を我慢するのか。こういうことをそれぞれの5つの地域で考えてもらいましょうというのが大阪都構想ですので、とにかくお金は確保されるのでサービスが低下することはありません。

特にパンフレットの19ページです。税金が4分の1以下になるとかそういう話が反対派のほうから出ています。これも事実誤認です。皆さんが納められた税は特別区、この新中央区のほうに直接入るものと一部大阪府を通過して新中央区に入ってくるもの。そういうことで特別区に入るお金、税金が入ってくるルートは2つあります。どうも大阪都構想を批判している人たちの反対の意見のなかで事実誤認があるのは、この皆さんの税金の一部が一回大阪府の特別会計に入ることをもって税金が奪われる、税金がなくなるというのですけれども、それは一回大阪府の特別会計に入りますが必ずまた皆さんの特別区に配分されます。なんでこんなことをやるかという、5つの特別区に分けますと税金の集まる区と税金があまり集まらない区で差が出てきます。ここを公平にするために、公平に配分するために一旦大阪府が税金を集めますが、それは公平に各特別区に配分をします。そしてこれはルールに基づいて配分をするので、勝手に大阪府が取り上げるとかそういうことはできません、そんなことは。今日本の国の税金のシステムを見てもおわかりのとおり、日本の国の税金は東京、名古屋、大阪でだいたい6割、7割が集められますけれども、東京、名古屋、大阪だけで使っていたらえらいことになります。ですから東京、名古屋、大阪で集められた税金は一旦国が預かって、そして全国の47都道府県にきちっと公平に配分する。それと同じ仕組みです。ですから、何か使えるお金が減る、減るということをこの反対意見のなかで言っている意見もあるのですが、それはあり得ません。

それから大阪都構想をやる際に600億円が最初にかかります。これはコンピューターのシステムを変えたり、庁舎の整備をしたり、そういうことでお金がかかります。ただ、29ページ、最初にお金はかかりますが、後にちゃんと使えるお金は増えてきます。二重行政の無駄をなくし、税金の無駄遣いをなくす、その他の改革を進めていけば、きちんと後に使えるお金は増えていきますので、最初に600億円かかったとしてもまったく新中央区大丈夫だという計算結果が出ています。パネルの2番、3番。もう一度この数字を見てください。数々のこれまで失敗してきた事業の数字。これは大阪市役所。そして大阪府庁。こういう数字。二度とこういう事業の失敗がないように、こういうことをできる限り押さえ

ていくために600億円最初にかけることがどうなのかということも、この600億円の評価、これは皆さんのご判断になるかと思えます。やっぱりそんなのお金かけ過ぎだということか、こういう税金の無駄遣い、こういうことを押さえるための600億円と捉えるのか。そこは皆さんのご判断になるかと思えます。

パンフレットの31ページ、32ページにはよくある質問に対する答えを書いています。さきほども言いましたが、特別区になっても住民サービスは下がることはありません。むしろ使えるお金が増えてくる。これを皆さんで使い道を決めてもらう。これまで納めていた税金や水道料金、それから国民保険料、介護保険料、市営住宅の住宅料。こういうものは一切上がることはありません。また問1のところにもかかかりますが、住民サービスは下がりにませんとなっていますけど、特別区の制度になることによって敬老パスがなくなるということもありません。

それから地域のコミュニティーや地域の行事、町内会とか行事、これもなくなりません。当たり前ですけど。今ある区役所もそのままです。特にこの西成区役所は新中央区の本庁舎にするということを協定書に書かれています。主たる事務所にすると。主たる事務所にするとということはこの協定書に書かれています。新中央区の主たる事務所。それから町名については、この「西成」という名前は最後は住民の皆さんの意見を聞いて残すのか、なくすのか、これは最後に決定をします。町名については残す、残さない、原則残りますけれども、ただ、この「西成」という名前をそのまま残すのか、なくすのか、これは住民の意見を聞きながら町単位で決めてもらうことになります。それから運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きは負担がないように調整します。登記簿もそうです。市町村合併のときには同じように住所が変わりますけれども、住民の皆さんに負担がないようにきちんと対応をしていきます。大阪府が大阪都に名称が変更になるのか。これは法律の改正をやれば名称変更ということで大阪都になります。

以上、この大阪都構想の提案理由は二重行政をなくして、税金の無駄遣いをなくして、大阪全体を引っ張る新しい大阪都庁という強力な役所を作る。そして皆さんの意見をしっかり汲む、今の大阪市役所よりも細かに意見を汲みやすい5つの特別区役所というものを作って、大阪にある大阪府庁と大阪市役所という役所を一から作り直すという話であります。この問題意識を皆さんに聞いていただいて、うん、こういう話で役所を一から作り直していこうということであれば、大阪都構想賛成ということになるでしょうけれども、「いや、今日お前がいろいろ言った話、納得できない」、「問題意識すら納得できない」、あるいは「問題意識は納得できるけれども、なにも役所作り直す必要まではないでしょ」と考えるのであれば、「今のままの大阪府庁と大阪市役所で話し合いでやっていけばなんとかなるでしょう」と考えるのであれば、大阪都構想反対ということになります。以上です。ご静聴ありがとうございました。

(司会)

説明は終了しました。それではこれより終了時間の12時半までの間、ご来場の市民の方々からの質疑応答に移らせていただきます。いくつかご説明申し上げます。ご質問がある方にはその場で手を挙げていただきまして、私のほうから指名をさせていただきます。その方のお座席まで担当がマイクをお持ちいたします。マイク担当は手を挙げてください。2人おります。もうちょっとお待ちください。この説明会はインターネット中継されておりますので、必ずそのマイクを通してご質問いただきますよう、お願いいたします。また、本日の質疑内容は後日すべてホームページで議事録として公開されます。なお、予め申し上げておきますけど、本日の説明会は時間に限りがございます。説明会終了後に特別区設置協定書に関するご質問がございます場合には、この会場の出口付近で質問用紙と回収ボックスをご用意しております。お手数ですが、その質問用紙にご記入いただければ回答さしあげたいと考えております。回答につきましては後日ホームページに掲載したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。これから終了時間までの質疑応答ではできるだけ多くの方のご質問にお答えしたいと考えておりますので、ご質問はくれぐれも簡潔にお願いしたいと思います。それでは、ご質問のある方挙手をお願いいたします。一番前の方。

(質問者1)

僕は賛成です。これまでは何もしなかったから大阪はよくならなかったと思います。人口も減りますし、関空で降りた観光客は大阪素通りして、京都とか奈良とかいうことを聞いております。市長に聞いたかったことは、会社で例えれば峠のところにいる、倒産したら失業しますし、給料は、会社が儲からなければリストラとか賃金カットとかいろいろあります、公務員の給料カット。お年寄りのパスの一部負担とか、地下鉄、バスの民営化、僕が言いたいのは、それほどいい制度なのになんで他の各党が反対しているのかということです。僕は計算があると思うと疑っております。大阪は維新が強いですから、当選しやすいとか。全部が全部各党が反対しているとは思っておりません。

(橋下市長)

すいません。今日のご質問のほうにさせていただけるとありがたいですけれどもね。今日は政治集会ではないので。すいません。

(質問者1)

自民党トップとか、公明党のトップとか。

(橋下市長)

政治の話じゃなくて。すいませんね。

(司会)

よろしいですか。

(橋下市長)

すいません。

(質問者 1)

はい。

(司会)

すいません、恐れ入ります。

(橋下市長)

すいませんね、今日ちょっと政治集会じゃない。

(司会)

次の方に移らせていただきます。恐れ入ります。もう一度挙手をお願いできますか。恐れ入ります。通路の、はい。後ろの方からお願いします。

(質問者 2)

2点について質問をしたいと思います。

1つは大阪市独自の施策についてなんですけど。今国民健康保険料が大阪市年間 23,000円補助されていますよね。それがこのいわゆる都構想になったらなくなるというふうに僕は思っているんですけど。それは結局政令都市である大阪市の財源が政令都市じゃなくなったら、結局財源そのものが減りますよね。その辺のことを1つ。

それから、私の子供が障がい児なんですけど、市営交通の場合は障害児は無料乗車証があるんですよね。これがもしも都構想になった場合に、橋下市長は前からずっと都市交通を民間という形で言われてますけど、もしも都構想になればですよ、これ民間になったらそんな絶対になくなくなると思うんですけど、これについてもお願いします。

それから2つ目なんですけど、昨日17日のキャストという6チャンネルの番組で都構想についての説明をされていきました。そのときに各特別区についてさっきの18ページの説明のなかでは区については4部局ぐらいしかないけど、特別区になったら18こぐらいになると。そのなかで教育委員会のことについて人数は大阪市の教育委員会の人数と同じでも、それを各5つの特別区に割り振るから人数的には減ると。けども、やる中身は同じやと。ということになったら、これは完全に仕事としては増えますよね。そんなら住民サービスとしては、これはマイナスになると思うんですけど。人数を増やすということは今のとこ

るキャストのほうでは同じやと。だから増えないとおっしゃっていました。これが2つ目の話です。サービス低下になるのと違うかということですね。

今1つはね、僕、大阪市長選挙のときに橋下さんが赤バスはなくなると言っていたのをなくしはったと。

(橋下市長)

いや、なくなると言ってません。

(質問者2)

だからわたしのなかでもね。

(橋下市長)

赤バスなくなると言ってません。

(質問者2)

本当かどうかといというすごい疑問があるんで、お願いします。

(橋下市長)

まず、「赤バスはなくなるとい」とは市長選挙のときには言っておりません。これは事実誤認です。まずサービスの話なんですけど、今大阪市役所が提供しているサービスは、特別区になっても維持するという前提でお金は確保します。国民保険料についても今の現状は特別区だからといって変わることはありません。ただ、皆さん、選挙で選ばれた区長がその後どうするかは、それはまさに色々な判断があります。これは特別区になったからではありません。今の僕でも変えられるわけですね。これは今の大阪市長でも国民保険料の額とか料率とか、そういうものは変えられますけど、特別区になったとしてもそれは選挙で選ばれた区長がどうするかはそういう判断になります。ただ、特別区になったからといって直ちに国民保険料が上がるとか、水道料金が上がるとか、それはありません。皆さん、よく考えてもらいたいんですけどもね。皆さん色々僕に対してご批判あると思います。赤バスなくしたとか、色々なことあると思いますけども、ここまでの改革やった市長ってたぶんいないと思います。できないです、普通は。批判があるから。議会がまず反対します。だからこれは特別区になったら住民サービスが下がる、下がる、下がる、とみんな言うんですけど、議会が反対しますよ、それ。まず。

だから是非自民党、民主党、公明党、共産党の議員の皆さんに来て、住民サービス下がる、下がる、と言うけど、いや、あなたたちが反対したら下がらねえよ、と言いたいところなんです。だから出てこないんです。いろんなところで下がる、下がると。見てください、皆さん。敬老バスだって、僕一部負担をお願いしましたけれどもね、あれも十何年

来ずっと大阪市役所で議論していて、一部負担を求めなきゃいけないという議論があったのに、歴代の市長も歴代の市議会議員も選挙の前とかそういうこともあったのかもわかりませんが、その改革はできなかつたんです。でも僕は今回やりました。たぶんそういう改革ができる人はなかなか出てこない。自分で言うのもなんですけど。だから、もう1つ言いますけど、住民サービスが下がる、下がると言いますが、議会がまず反対をするということです。国民保険料とかそういうものはこの大阪都構想になったから国民保険料が上がるとか、そういうことはありません。ただ、選挙で選ばれたそれぞれの区長の判断で議員と住民の皆さんにいろいろ議論してもらって、どういう額にするかはそのあとそれぞれの地域で決めてもらう。今大阪市長が大阪市全体の物事を決めています。ただ、国民保険料は今一部事務組合となって5つの区がまとまって決めていくということになりますし、後に今度都道府県のほうに移ります。大阪府のほうに移りますから、国民保険料は今度大阪府議会、大阪府知事の判断になると思います。

それから障がいのある方への無料パスの話です。これは民営化とはまったく関係ありません。民営化とこの無料パスとか敬老パスの話もまったく別で、これは役所が税金でやってる施策なのです。民営化になったとしても、役所はその施策は継続するのが原則です。大阪都構想でもそのまま維持します。これは福祉予算というところで役所の税金でやることです。交通局の予算でやっているのではないのです。あれを交通局はタダにしてくれておりません。実は全部交通局に税金でお金を払っているのです。だから敬老パスを皆さん無料だと思われて、交通局が無料にしてくれてると思ったら全然違うんですよ。全部使ってる料金はカウントされて、全部税金で交通局に払っています。今まで年間90億円。今回一部自己負担をいただいたので年間60億円ぐらいまで税金で払う額は下がりましたが、税金で肩代わりしているだけなのです。だから民営化になったとしても税金で肩代わりすることは原則は続けるというのが今回の都構想。ただ、特別区ができて、選挙で選ばれた長が改革できる人だったら改革しますよ。この敬老パスの改革ができる人ってまず出てこないと思うし議会も反対するでしょうね。

それから教育委員会について人数は後で確認しますが、担当する学校数が減りますから、その分。だから5つに分けて、担当する学校数が今まで400だったのが1つの教育委員会で担当する学校数が減るので、今の大阪市教育委員会よりも1つずつの教育委員会の数が減ることは当然です。担当する学校が違ってあります。教育委員会の今の人数はどうなってますかね。今のところ協定書では。

(山口大阪府市大都市局長)

まず、職員体制の17ページに基づいてもう一度ご説明をしますけれども、今の大阪市の職員をそのまま5つに単純に割って5特別区に職員を配置しているというものではありません。我々が一応試算ということで、ここを出さしていただいている職員体制というのは、まずこの人口規模にだいたい近い中核市という近隣5市があります。ほぼ同様の今回特

別区がやる仕事ですね。これと同じ仕事をやる中核市、豊中とか高槻とか東大阪とか尼崎市、西宮市、こういうところで同じ仕事に対してどれだけの人数がいるのか、どれだけの職員がいるのかというのを分析させていただいて、教育委員会についてもそれぞれの特別区で教育委員会に必要な従事職員というのを計算させていただいて特別区に書かしていた、北区であれば2,400人、ここの中央区であれば2,100人、総数ですけども、このなかに必要な教育委員会の職員数というのも入れさせていただいているということです。単純に割っているということではなくて、あくまでも仕事に応じてそれに必要な人数を、同じようにやっている中核市の数値と、あと大阪市のいろんな要素、生活保護が多いとか、そういう対応が必要だとかいう要素を入れて、新たに職員体制というのを構築させていただいているので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

(橋下市長)

これはいろんな誤解があるのですが、1つは西成区は生活保護の給付費というのが多いのですが、これは全部除いています。生活保護の給付費はちゃんとそれは別枠でちゃんと確保して、この新中央区、西成の地域だけに生活保護費というのを全部負担させるということはやらないという仕組みになっています。だから生活保護費というのは大阪市内全体でまず一旦別枠でそのお金は横に出して、生活保護費だけは別枠できちっと、この西成とか新中央区だけに負担をさせないような仕組みになっています。

それから教育委員会の話は今大都市局から説明させてもらいましたけれども、他の市町村でもやっている人数、それでやっていきましょうよ、ということなのです。ちょっとそのキャストが何て言っていたかわかりませんが、人数の問題じゃなくて、他の市町村と比べて同じぐらいの規模の市町村、同じぐらいの学校数、そこで他の市町村がやっているのだったらその人数でやりましょうということ。そりゃあ人数なんでもかんでも多くしていったらこれは皆さん、いろんなところで聞いたかと思いますが、大阪市役所の職員の人数は多いですよ。多いです。それでいいんですか、ということです。全部人件費どんどん消えていくのは、だから、必要な人数は増やしていきます。必要なところは増やしていく。だから教育委員会とか児童相談所にしても必要なところは増やしていきますが、その考え方は周りの同じぐらいの規模、周りで同じぐらいの学校数を担当している教育委員会と同じ職員数はきちっと確保します。重要なことは職員の人数ではありません。1つの教育委員会で400校を超える学校の面倒を見ていることが可能かどうか。それが教育現場に対する目配りの効いた教育行政になるのか。今教育委員が5人で400校の学校の面倒を見なきゃいけないですからね。年間学校の視察は4校ぐらいです。そんなことでいいんですかということです。教育委員会が5つに増えれば、教育委員とかそういう人たちがもっと現場の視察ができると思いますね。職員の数、繰り返しになりますけれども、他の市町村に比べて、同規模の市町村に比べて、他がやっているのだったら大阪市もこの人数でやりましょうよ、と決めたのが今回の職員体制。大阪市の場合には必要な職員数が足りない。

そして普通だったら公務員でやらないところを大阪市は公務員でやっている。それがすごく多いのです。本当だったら民間人でやらないところを大阪市はものすごい数の公務員でやってしまっているのです。そこはやっぱり整理は必要です。必要な職員はどんどん増やす。でも民間人でも普通の市町村が普通こういう仕事は民間人でやっていますよね、ということは民間に切り替える。だって公務員の人件費は皆さんの税金なんですからね。そういうことです。

(司会)

はい、では次の方挙手をお願いします。後ろのほうで見づらい方もお待ちですので、すみません、後ろの方、お願いします。すみません。ご質問は簡潔にお願いいたします。恐れ入ります、ご静粛に願います。ご質問されます。ご静粛に願います。ご静粛に願います。すみません、ご質問どうぞ。よろしくをお願いします。

(質問者3)

市長からの地域に密着したという考え方、とても素晴らしいと思います。そしたら、どうして5つにするのかなという疑問が起こります。東京都は23区のままやっているということですよね。そしたらどうして24区のままできないのか。そして、西成区が抱えている問題というのが中央区と合併することによってまったく違う問題になっています。私は西成区の住民ですので、このことしかわかりませんが、独居老人がものすごく多いという問題がありますよね。それはどこにも表れません。商業、ビジネスの都市。違いますよね、西成区は。どうしてね、そういうふうに5つに合併しちゃうんですか。24区のままやってほしいです。

それともう1つ。区長さんに決定権がないとおっしゃっていましたが、それはね、おかしいと思います。そしたらあげればいいのかと思いますし、私の素人の考えですよ、それは。だけど、私が思うに、どうして図書館が建てられない、そういうことが起こるかといいますと、予算がないからです。お金の問題です。お金さえあればできることはいっぱいあります。そしたらすべての区に2つの図書館を建てればいいのか。ね、そういうことではないでしょうか。私は現役の小学校教員です。教育委員会5つ、いいですね。それよりも児童相談所、各区にほしいです。スクールカウンセラーが各校にほしいです。つまり言ってるのは、24区のままやっていただきたい。どうして5つにする必要があるのかという疑問。そして西成区が抱えている問題が消えてしまう疑問に対してお答えください。

(橋下市長)

教員の方ですからね。大阪市の教員ですか。別に教育委員会所管ですから構わないですけども、もうちょっと勉強してください、しっかりと。大阪市の教育をちゃんとやるために。あまりにも勉強不足です。まず、24の行政区と特別区役所、これは決定的に違うと

いうのはさっきから説明しています。予算編成権がその区長にあるかどうかが重要なんです。24区のみでできないから特別区役所というものをやったのです。それは大阪市の24区全員選挙で選ぶ区長だったら、それは東京23区みたいになりますけど、それは財政上持ちません。この小さすぎる24区、一つひとつの区が小さ過ぎるとこれも一つとして独立できないのです。ここは計算した上で5つの特別区役所にする。何が違うかというと、今の区長ではさっきからずっと説明していますが、選挙で選ばれてないがゆえに決定権がない。お金の使い道を決める決定権がない。今、教員がね、お金を与えたらいいじゃないかと言うんですけども、選挙で選ばれていない者に税金の使い道をフリーで決める権限なんか与えたらこれは民主主義に反しますよ。もうちょっと勉強してください。そのお金の使い道と決定権を与えるというのは選挙で選ばれるという民主的な正当性が必要なんです。そうじゃない職員が、公務員がお金の使い道から最終決定権からどんどん持っているというのは、これはあり得ません。皆さん、お金があれば図書館を作れる、作れるとまた教員が言いますがね、それはあればできるんですよ、何でも。ないからどうするかなんです。ここで行政のこれからの時代は必要なものと我慢するもの、皆さんで決めていかなきゃいけないんです。高度成長時代のどんどん税金が増えていく時代ではない。必要なものは色々あるでしょう。でも、その代わりにはお金を用意しなきゃいけない。そのお金はどこからか我慢しながらお金の作っていかなくちゃいけない。今回僕は、小学校の教員ね、もうちょっと勉強してもらいたんですけども、教育予算の重点経費は、僕は今回300億円増やしているんです。子供教育予算重点経費が67億円のところは350億円以上に増えました。教員のその方、今パソコン入っているでしょ、学校現場。今まで手書きだったのに。そのパソコン入れるのに税金50億円入れてるんですよ。

(質問者3)

すいません。現場で欲しいのは教員の数です。機械じゃありません。

(橋下市長)

数、数と言うけど、人件費を誰が面倒見るのかといたら住民の皆さんですよ。そりゃあ教員の現場は数くれ、数くれと言うんですけどもね、今公務員の数ギリギリまで市役所のほうでも削って、削ってやっているのに、なんでもかんでも数、数と言います。ただ、今回大阪市の場合には学校現場のほうに数を増やす。大胆に数を増やすやり方をやっています。困難校、大変な学校のほうにはサポートする先生方を増やしています。それから先生方に1人1台のパソコンを配ったり、それから今度小学校、中学校のほうにクーラー入れたり、公立中学校に給食やったりとか。電子黒板もこれから入るでしょ。そういうことも考えてください。これをやるのは必要なお金、教育現場のお金を増やそうと思ったら僕はとことん教育現場のお金を増やしたのです。学校の図書室の本だって、基準の半分以下しかなかった、今まで。それを基準どおりに戻します、今後3年間で。テレビもブラウン

管テレビだったのが今度液晶テレビ入れますよ。お金を増やすのに僕は決めれるんですけど、色んな改革をやってお金を生み出さざるを得ないんです。それは大阪市長だからできるんです。でも大阪市全体でやるんじゃなくて、5つの特別区でそれぞれの地域でやりましょうというのが今回の特別区制度ですから、24の区役所とその特別区が全然違うというのはもうちょっと教員だったらしっかり勉強してください。

(司会)

大変申し訳ないんですけど、終了時間が過ぎておりますので、あとお一方のご質問で終わらせていただきたいと思います。一番壁際の方。

(質問者4)

西成のあいりん地区の労働センター。昔のままのやり方でずっとやってる。昔のままやってるんだったらあれを廃止してほしいわけですよ。そしたら西成の環境はぐっと変わります。いっぺん考えてほしいわけです。誰もこんなこと言った人いません、今までに。あれを廃止せえと言った人は。あの労働福祉センター、今必要ありません、あんなものは。だから昔のままですとずっとやってるんだたらですよ、いいほうに改善されているのだったら必要かもしれませんが、昔のままやったらあれを廃止してほしいわけです。そしたら西成の環境はぐっと変わります。今までこんなこと言った人は1人もいませんからね。

(橋下市長)

これは貴重なご意見ありがとうございます。これは僕が大阪府知事のと時から課題意識を持っておりまして、まさにあいりん総合センターは大阪府と大阪市と国がそれぞれ所管がまたがっていたのでなかなか進まなかったのです。今回、松井知事と一定の方針を出しました。大変申し訳ありませんけれども、今回廃止という方針にはなっておりません。申し訳ありません。これは地域の皆さんでとことん現場で議論積み重ねてもらって。

(質問者4)

そこを廃止してほしいわけ。そうせんと環境良くなりませんよ。

(橋下市長)

ご意見としては承ります。

(質問者4)

西成の環境は良くなりませんよ。

(橋下市長)

ただ、今直ぐに、申し訳ないんですけど、これはもうずっと議論を積み重ねてやった結論がですね、今廃止というところまでなってない。ただ、今の貴重なご意見として承りま
すけども、まずは申し訳ないんですけども、議論を積み重ねてきた結果を見て。ただ、こ
れまで通りのことをずっと継続するとは考えておりません。上の住宅とか社会医療センタ
ーとか、あれも移転していくということも考えております。また、ご意見を区役所のほう
にいただいて。

(司会)

恐れ入ります。大変申し訳ありませんが、時間が過ぎておりますので、なおご質問がお
ありになる場合に会場の出口付近で質問用紙にご記入いただければと思います。お時間が
まいておりますので、恐れ入ります、よろしく願いいたします。ご質問ありがとうございました。

(橋下市長)

皆さん、本当に貴重な時間ありがとうございました。1943年に東京府と東京市も合わせ
て東京都になったという歴史的な経緯もありますので、ちょっとそれと同じようなプロセ
スを辿らせてもらいたいと思います。今日は1時間で説明し尽くすことができなかつた
んですけども、本当に申し訳ありません。ただ、5月の17日、皆さんの貴重な1票で未
来の大阪を決めますので、どうかよろしく願いいたします。

(司会)

それでは説明会を終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。説明会を終
了いたしますので、お静かに願います。恐れ入ります、お出口は左側でございますので。
お出口左側でございますので、身の回りのお忘れ物だけないようにお帰りいただきたいと
思います。